

■ 現在お持ちの保険証・マイナ保険証・資格確認書とセットで使用する証

		現在お持ちの 保険証と セット	マイナ保険証と セット	資格確認証と セット
高齢受給者証		○	×	○
限度額適用・標準負担額減額認定証（70歳以上）		○	×	○
限度額適用認定証（70歳未満）		○	×	○
標準負担額減額認定証（70歳未満）		○	×	○
特定疾病療養受給証		○	×	○
公費負担医療	特定疾患治療研究事業受給者票、特定医療費助成制度（難病）受給者証など	○	○	○
	精神通院、更正医療、育成医療、療養介護医療などの受給者証	○	○	○
	福祉医療費受給者証（老人・ひとり親・障害）、子育て支援医療費受給者証、重障老人健康管理事業対象者証シール	○	○	○

※「○」はセットで使用してください。有効期限まで使用することができます

※「×」は内包されているためセットで使用する必要はありません

※ 公費負担医療は、医療費の自己負担を軽減できる公的な制度です。詳しくは発行元にお尋ねください



医療費通知は大切に保管をお願いします

与謝野町国民健康保険加入の皆さんへ

図 保健課 ☎ 43-9022

与謝野町国民健康保険に加入されている世帯で、病院や薬局などにかかられた医療費の額を、3ヵ月ごとに「医療費のお知らせ（医療費通知）」として世帯主様宛にお知らせしています。この医療費通知は、確定申告時の医療費控除の明細書としても使用することができますので、大切に保管をお願いします。

※ 医療費通知の再発行はできません

なお、医療機関などからの請求が遅れている場合など、医療費通知に記載されない医療費があるため、医療機関などの領収書も大切に保管をお願いします。

医療費通知を医療費控除に使用する場合

12月に送付する医療費通知には、10～12月診療分が記載されています。同期間の診療分は、令和7年3月に発送予定のため、確定申告期間（令和7年2月16日～3月15日）に間に合わない場合があります。

そのため、医療費通知を医療費控除などに使用する場合は、領収書などにて「医療費控除の明細書」の作成をお願いします。医療費の領収書などは、確定申告期限から5年間保存する必要があります。

※ 高額療養費や福祉医療費などで返金があった場合は、医療費から差し引いて医療費控除の申告をお願いします



12月2日以降の病院などの受診について

与謝野町国民健康保険・京都府後期高齢者医療保険

図 保健課 ☎ 43-9022

方法1 現在お持ちの保険証で受診

現在お持ちの保険証は、証に記載の有効期限（最大で令和7年7月31日）まで、病院などの窓口で提示することで、これまでどおり受診することができます。

※ 有効期限以降は、「方法2」または「方法3」で受診することができます

方法2 マイナ保険証で受診

マイナナンバーカード（以下、カード）を保険証として利用登録した方は、マイナ保険証

方法3 資格確認書で受診

12月2日以降、新たに国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入した方で、カードを持ってもらえない方また

保険証の新規発行は、令和6年12月2日以降、行なわれません。与謝野町国民健康保険または京都府後期高齢者医療保険の被保険者の方は、12月2日以降、7年7月31日までの間、次の3つのいずれかの方法で病院などを受診いただくことができます。

として利用でき、受診することができます。

※ カードを保険証として利用するためには、**利用登録が必要**となります。カードを持っているだけでは、マイナ保険証として利用できません

※ 「マイナ保険証」を初めて利用する方は、スムーズに受診手続きができるよう、7年7月31日までに、一度マイナ保険証をご利用ください

カードを保険証として利用登録する方法

以下のいずれかの方法で利用登録することができます。

- 医療機関や薬局に設置してあるカードリーダーから登録。
- スマートフォンからマイナポータルアプリで登録。
- セブン銀行のATMから登録。
- 住民税務課住民係（役場野田川庁舎のみ）の窓口で登録。

「方法1～3共通」各種受給者証などはお忘れなく

医療費の自己負担を軽減できる公的な制度を利用している方は、保険証、マイナ保険証または資格確認書とともに、病院などの窓口で提示することができます。

はカードを保険証として利用登録していない方には、「資格確認書」を発行します。これまでの保険証と同様に、資格確認書を病院などの窓口で提示することで、受診することができます。

カードの作成などは強制ではありません

カードの作成およびカードを保険証として利用登録することは、任意であり個人の判断によるものです。利用者自身の状況に応じてご判断いただけますようお願いいたします。

とくください。

- 福祉医療費受給者証（老人、ひとり親、障害）
- 子育て支援医療費受給者証
- 重障老人健康管理事業対象者証など

※ 次ページに続く